

答申個第59号

平成28年9月28日

京都市長様

京都市情報公開・個人情報保護審査会

会長 佐伯 彰洋

(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市個人情報保護条例第36条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成27年8月31日付け行コ第18号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

ホワイト修正液と改ざん方式等不正訂正跡の残る戸籍謄本と附票その他の不存在による非開示決定事案（諮問個第92号）

## 1 審査会の結論

実施機関が行った不存在による非開示決定処分は妥当である。

## 2 異議申立ての経過

- (1) 異議申立人は、平成27年7月3日に、実施機関に対して京都市個人情報保護条例第14条第1項の規定により、「H27.7.1人事部教育担当部門に職員の教育資料を3Fに直接持ち込みました。11枚位です。具体的内容はホワイト修正液と改ざん？方式等不正訂正跡の残る戸籍謄本と附票その他です。」の個人情報開示請求（以下「本件請求」という。）をした。
- (2) 実施機関は、本件請求に係る個人情報について、不存在による非開示決定（以下「本件処分」という。）をし、平成27年7月16日付けで、その旨及びその理由を次のとおり異議申立人に通知した。  
「平成27年7月1日に請求者が持ち込んだ文書のコピーについては、請求の具体的内容に記載されている「ホワイト修正液と改ざん？方式等不正訂正跡の残る」戸籍謄本と附票その他であるとは認められないため。」
- (3) 異議申立人は、平成27年8月4日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法第6条の規定により、本件処分の取消しを求める異議申立てをした。

## 3 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

## 4 実施機関の主張

理由説明書によると、実施機関の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

- (1) 本件請求に係る公文書について  
異議申立人が請求している公文書は、「H27.7.1人事部教育担当部門に職員の教育資料を3Fに直接持ち込みました。11枚位」の文書で、「ホワイト修正液と改ざん？方式等不正訂正跡の残る戸籍謄本と附票その他」のコピーである。
- (2) 本件請求に係る公文書を不存在による非開示としている理由について  
「H27.7.1人事部教育担当部門に職員の教育資料」とは、異議申立人が平成27年7

月1日に行財政局人事部人事課（以下「人事課」という。）に持ち込んだ、除籍謄本のコピー及び附票の写しのコピーを含む7枚の文書である。人事課は、当該公文書中に「不正行為」「法律違反」との記載があることから、人事課が所管する事務に係るものではなく、服務監察及び業務監察を所管する行財政局コンプライアンス推進室（以下「コンプライアンス推進室」という。）の事務に係るものと判断し、当該公文書を同室に移管した。

コンプライアンス推進室は、当該公文書を本件請求に係る公文書の候補として特定したが、当該公文書において「ホワイト修正液と改ざん？方式等不正訂正跡の残る戸籍謄本と附票その他」であることが確認できないため、当該公文書は本件請求に係る公文書には該当しないと判断している。

(3) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

## 5 異議申立人の主張

異議申立書によると、異議申立人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

不正訂正跡が分からないようにするため、ブツブツ跡を故意につけて不正訂正跡はないとする犯罪者？なのか！張本人もホワイト修正（改ざん）を「とう本」にも附票にも認めています。

## 6 審査会の判断

当審査会は、実施機関の主張及び異議申立人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

### (1) 本件請求に係る公文書について

ア 異議申立人が求めている文書は、「H27.7.1人事部教育担当部門に職員の教育資料を3Fに直接持ち込みました。11枚位です。具体的内容はホワイト修正液と改ざん？方式等不正訂正跡の残る戸籍謄本と附票その他です。」である。

イ 実施機関の説明によると、コンプライアンス推進室は、異議申立人が平成27年7月1日に人事課に持ち込んだ、異議申立人に係る除籍謄本のコピー及び附票の写しのコピーを含む7枚の文書を、人事課から移管され保有していることから、当該公文書を本件請求に係る公文書の候補として特定したとのことである。

なお、異議申立人は、請求書には「11枚位」と記載しているが、実際に持ち込まれたものは7枚（8頁）である。

ウ 異議申立人は、請求書に「戸籍」と記載しているが、候補として特定した文書は除籍謄本のコピーである。

戸籍と除籍とは法的には別の物であるが、一般的に戸籍制度全体の中に、戸籍謄本も除籍謄本も含まれて解されることから、異議申立人は、除籍謄本のコピーを指して「戸籍」

と請求書に記載したものと推察される。

エ 当審査会は、上記イ及びウの内容に加えて、異議申立人と実施機関との間で文書の特定に関して争いがないことから、実施機関による公文書の候補の特定に誤りはないものとの前提の下で審議した。

(2) 本件処分について

実施機関は、本件請求文書の候補として特定したものの中に、除籍簿及び附票の原本における「ホワイト修正液と改ざん？方式等不正訂正跡」が確認できるかどうかを検討し、確認できないと判断したことにより、本件請求に係る公文書を不存在であるとした。

当審査会において、本件候補の文書を確認したところ、修正液による訂正跡があるかどうかは判断できなかった。また、「改ざん？方式」が何を指すのかは明らかではないが、少なくとも不正な方法による訂正の跡があるかどうかは判断できず、原処分の判断を覆すに足る事実は見出せなかった。したがって、実施機関の判断に不合理な点があるとは認められない。

(3) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

平成27年8月31日 諮問（諮問個第92号）

10月1日 実施機関からの理由説明書の提出

平成28年8月24日 審議（平成28年度第4回会議）

9月28日 審議（平成28年度第5回会議）

※ 実施機関の職員の理由説明は、審査会が必要がないと認め、実施しなかった。

※ 異議申立人から意見書の提出はなかった。また、異議申立人から意見陳述の希望がなかったため、意見の聴取は行わなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第2部会（部会長 市川 喜崇）